

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】		健康推進課		○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃		○ 種畜証明書の有効期間の延長	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		【公安委員会】	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		障害福祉課		〃	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		【労働委員会】	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		○ 岡山県労働委員会あつせん員候補者	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		長寿社会課		労働委員会	
○ 地方卸売市場の廃止の許可		農産課		〃	
○ 地方卸売市場卸売業務の廃止届		〃		生活安全企画課	
○ 岡山県立森林公園の開園日		林政課		畜産課	
○ 保安林の指定予定		治山課		県民生活交通課	
〃		〃		〃	
○ 道路の区域変更		道路整備課		〃	
○ 道路の供用開始		〃		〃	
【公告】		〃		〃	

◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月五日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

佐古薬局石川病院前店

津山市川崎五五〇―一

平成二十八年四月一日

E薬局津山店

津山市河辺一一五五―四九

平成二十八年四月一日

富永薬局早島店

都窪郡早島町早島一四七三

平成二十八年四月一日

オール薬局鶴形店

倉敷市鶴形一―三―九

平成二十八年四月一日

薬局ホタル

総社市総社二―一―三〇

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

城山薬局

赤磐市周匝一三五二

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年四月五日

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

そうごう薬局水島中央店

倉敷市水島青葉町二―四〇

平成二十八年四月一日

すぎはら薬局芳井店

井原市芳井町吉井二五〇

平成二十八年四月一日

サカエ薬局瀬戸内店

瀬戸内市邑久町山田庄八四八―二

平成二十八年四月一日

金光薬局倉敷昭和店

倉敷市昭和二―四六〇―二二〇

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月五日

指定した医療機関

名 称

しもがた薬局

所 在 地

真庭市下方五八四―一

担当する医療の種類

調剤

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

指定年月日

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

サカエ薬局瀬戸内店

瀬戸内市邑久町山田庄八四八―二

調剤

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

城山薬局

赤磐市周匝一三五二

調剤

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションセフティスマイル津山

2 所在地

岡山県津山市河辺一〇七三ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社グッド・ケア・グループ

2 所在地

大阪府四條畷市中野四九八番地一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二二〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション勝福

2 所在地

岡山県津山市日上字沖ヶ原一六七五ー五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成 2 8 年 4 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 5 号

1	名称	株式会社勝北
2	所在地	岡山県津山市安井六七三番地
3	指定年月日	平成二十八年四月一日
4	介護保険事業所番号	三三七〇三〇二二一二
5	サービスの種類	訪問介護
	介護予防訪問介護	

一	事業所の名称及び所在地	
1	名称	大原指定訪問入浴介護事業所
2	所在地	岡山県美作市古町一八五〇ー一
二	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	社会福祉法人美作市社会福祉協議会
2	所在地	岡山県美作市江見二八〇番地
三	指定年月日	平成二十八年四月一日
四	介護保険事業所番号	三三七三七〇〇八六七
五	サービスの種類	訪問入浴介護
	介護予防訪問入浴介護	

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス円

2 所在地

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人ウナデ会

2 所在地

岡山県津山市二宮二一三七番地一〇

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二三八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市立養護老人ホームときわ園

2 所在地

岡山県津山市井口一〇〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六番地

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

平成 2 8 年 4 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 5 号

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二〇四

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第二百三十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

市場の名称	市場の所在地	開設者	取扱品目の部類	廃止年月日
新見総合地方卸売市場	新見市高尾二〇〇番地	ニコ―産業株式会社	青果部及び水産物部	平成二十八年三月三十一日

◎岡山県告示第二百三十九号

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第七条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の廃止届を次のとおり受理した。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

卸売業者名	卸売業務を廃止しようとする市場の名称	取扱品目の部類	廃止年月日
ニコー産業株式会社	新見総合地方卸売市場	青果部及び水産物部	平成二十八年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の平成二十八年の開園日を同年四月十一日とする。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

赤磐市稲蒔字高星九三五の三、字小石谷九三七の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町保曾字上大坂一五一八の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに赤磐市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市南区彦崎字明石三二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 一七九号
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員	延長
美作市平福字市口一二番六地先から 美作市平福字平野四八番一地先まで	新	一二・二〇 一六・八	二六二・〇	
美作市平福字市口一二番六地先から 美作市平福字平野四八番一地先まで	旧	七・六〇 一〇・四	二六二・〇	

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四二九号
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員	延長
美作市眞加部字茶屋ヶ池一四七七番地先から	新	一一・三〇	一七二四・〇	

一 道路の種類 県道
二 路線名 鏡野久世線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二七地先から 新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番三〇地先まで	旧	四・〇 一三・五	一二〇・〇
新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二七地先から 新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番三〇地先まで	新	五・六 一五・六	一二〇・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 大佐日野線
三 道路の区域

美作市眞加部字地蔵ヶ鼻一三八五番一五地先まで	旧	八・六 四四・〇	一七二四・〇
美作市眞加部字茶屋ヶ池一四七七番地先から 美作市眞加部字地蔵ヶ鼻一三八五番一五地先まで		五四・〇	

区 域	新 旧 幅 員 延 長
別 (メートル)	七・〇〇 二・三・〇 四六〇・〇
新	四・〇〇 一・六・〇 四六〇・〇
旧	七・〇〇 二・三・〇 四六〇・〇
先 まで 地 先 から 苫田郡鏡野町中谷字大浅五一三番一 地	先 まで 地 先 から 苫田郡鏡野町中谷字高下畑四八八〇番一 地

◎岡山県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		一般国道		道路の路線名	区間	供用開始年月日
道	県道	四二九号	一七九号	大佐日野線		
	大野部備中線	新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二七地先から 新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番三〇地先まで	美作市平福字市口一二番六地先から 美作市平福字平野四八番一地先まで	新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇番二〇地先から 新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇番二六地先を経て 新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇番三六地先まで		平成二十八年四月五日

鏡野久世線	
苫田郡鏡野町中谷字高下畑四八八〇番一地先 から 苫田郡鏡野町中谷字大浅五一三番一地先 で	

平成28年4月5日 岡山県公報 第11775号

〔一二三二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桃李の里

三 代表者の氏名

市村 浩子

四 主たる事務所の所在地

津山市勝部一七〇四―一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、介護保険に関する事業を行い、広く公共の福祉に寄与する活動及び社会貢献活動を推進することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔一三三〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成二十八年度定期種畜検査を行うことができないものについて、その有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成二十八年四月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県公安委員会告示第四十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年四月五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トランプ射撃（トランプから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十八年四月十二日（火）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年四月十八日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十八年四月二十一日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年四月二十五日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十八年五月二日（月）	午前十時		
平成二十八年五月十六日（月）	午前十時		

平成28年4月5日 岡山県公報 第11775号

午後一時	平成二十八年五月十八日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十八年五月二十三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年五月二十四日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午後一時	平成二十八年五月二十七日(金)	
午前十時	平成二十八年五月三十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年六月三日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十八年六月六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十八年六月十三日(月)	
午前十時	平成二十八年六月二十日(月)	
午後一時	平成二十八年六月二十二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成28年4月5日 岡山県公報 第11775号

日 時	場 所
平成二十八年四月十三日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年四月十五日（金） 午前九時	
平成二十八年四月十八日（月） 午前九時	
平成二十八年四月二十日（水） 午前九時	
平成二十八年四月二十一日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十八年四月二十二日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十八年六月二十七日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年六月二十九日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成 2 8 年 4 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 5 号

午前九時 平成二十八年五月二十五日（水）	午前九時 平成二十八年五月二十三日（月）	午前九時 平成二十八年五月二十日（金）	午後一時 平成二十八年五月十九日（木）	午前九時 平成二十八年五月十八日（水）	午前九時 平成二十八年五月十六日（月）	午前九時 平成二十八年五月六日（金）	午前九時 平成二十八年五月二日（月）	午前九時 平成二十八年四月二十七日（水）	午前九時 平成二十八年四月二十五日（月）
湯原国際射撃場 真庭市仲間一八一六			備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場						

平成28年4月5日 岡山県公報 第11775号

平成二十八年五月二十七日（金） 午前九時	平成二十八年五月三十日（月） 午前九時	平成二十八年六月一日（水） 午前九時	平成二十八年六月三日（金） 午前九時	平成二十八年六月六日（月） 午前九時	平成二十八年六月八日（水） 午前九時	平成二十八年六月十日（金） 午前九時	平成二十八年六月十三日（月） 午前九時	平成二十八年六月十五日（水） 午前九時	平成二十八年六月十六日（木） 午後一時
備前市大内一〇〇四一二 備前射撃場									

平成二十八年六月十七日（金） 午前九時	平成二十八年六月二十日（月） 午前九時	平成二十八年六月二十二日（水） 午前九時	平成二十八年六月二十四日（金） 午前九時	平成二十八年六月二十七日（月） 午前九時	平成二十八年六月二十九日（水） 午前九時
真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場					

3 スキート射撃（クレーがセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

平成二十八年四月十二日（火） 午後一時	平成二十八年四月十五日（金） 午前十時	平成二十八年四月二十一日（木）
岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九

平成 2 8 年 4 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 5 号

午後一時	平成二十八年四月二十二日(金) 午前十時	平成二十八年五月六日(金) 午前十時	平成二十八年五月十八日(水) 午後一時	平成二十八年五月二十日(金) 午前十時	平成二十八年五月二十四日(火) 午後一時	平成二十八年五月二十七日(金) 午後一時	平成二十八年五月二十七日(金) 午前十時	平成二十八年六月三日(金) 午後一時
岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場			岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一

午前十時	倉敷国際射撃場
平成二十八年六月十日（金） 午前十時	
平成二十八年六月十七日（金） 午前十時	
平成二十八年六月二十二日（水） 午後一時	
平成二十八年六月二十四日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年六月二十九日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成 2 8 年 4 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 5 号

◎岡山県公安委員会告示第四十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年四月五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十八年四月十二日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
平成二十八年四月十九日（火） 午前九時		
平成二十八年五月十七日（火） 午前九時		
平成二十八年五月二十四日（火） 午前九時		
平成二十八年六月七日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年六月二十一日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
平成二十八年六月二十八日（火）		

午前九時

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年四月五日

岡山県労働委員会

会 長 鷹 取 司

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区 分	氏 名	職 業 （ 又 は 前 職 ）	委 嘱 の 日 付
労働委員会	鷹 取 司	弁護士	平成26年11月26日
	竹 内 真 理	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	平成26年11月26日
	山 田 加 寿 子	特定社会保険労務士	平成26年11月26日
	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	平成26年11月26日
	妻 鹿 安 希 子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	平成28年 3 月10日
	宮 本 ひ と み	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成26年11月26日
	木 下 幸 男	運輸労連特別執行委員	平成26年11月26日
	上 西 庸 雄	(連合岡山アトバイザー)	平成26年11月26日
	近 藤 三 千 代	ＵＡゼンセン岡山県支部支部長	平成26年11月26日
	阪 口 林	連合岡山副事務局長	平成28年 3 月10日

使 用 者 委 員	片 山 浩 子	中国精油株式会社顧問	平成26年11月26日
	小 野 敏 行	岡山県経営者協会専務理事	平成26年11月26日
事 務 局 職 員	大 久 保 憲 作	倉敷木材株式会社代表取締役会長	平成26年11月26日
	宮 原 一 也	株式会社宮原製作所代表取締役社長	平成26年11月26日
	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日
	井 上 裕 敏	岡山県労働委員会事務局長	平成27年 4 月 9 日
	岡 村 忠 彦	岡山県労働委員会事務局次長	平成27年 4 月 9 日
	千 原 康 則	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成25年 4 月11日